

## 法律知識

会員の皆さまにとってさまざまな場面で役に立つ法務情報を、タイムリーにお届けします。



秋野卓生

(弁)匠総合法律事務所  
代表社員弁護士

あきの・たくお  
慶應義塾大学法学部卒業後、平成13年秋野法律事務所設立(のち匠総合法律事務所)。日本弁護士連合会常務理事、第二東京弁護士会副会長等を務める。日事連・経済社会の変化に対応した建築士事務所法制等検討会委員。



井上雅之

(弁)匠総合法律事務所  
弁護士

いのうえ・まさゆき  
慶應義塾大学法科大学院修了後、平成23年匠総合法律事務所入所。建築・不動産分野を中心に幅広い法務に携わる。令和7年第二東京弁護士会常議員就任。(株)テクトサービス主催の法律セミナー講師も務める。

## ▶ 取適法が建設業者に与える影響

2026年1月1日に下請代金支払遅延等防止法(略称「下請法」)が改正され、新たに「中小受託取引適正化法」(略称「取適法」)となります。「建設業」については、引き続き建設業法の範疇になるため、一見、建設業者には関係がないように見えます。ところが、ある現場で建築物を建設するにあたっては、建築行為以外にもさまざまな契約があります。

そこで、今回は取適法と建設業の関係性について確認します。

### 1 建物建築のプロセス

建設工事そのもの(現場での施工)は、建設業の管轄であることはこれまでと変わらず、取適法の対象外となります。

ところが、建設工事「しか」やらないということは、一つの建物を建設する上では、むしろ稀<sup>まれ</sup>ではないでしょうか。

ある建物を建設するにあたっては、まず、どのような建物を建設するのかという「設計」が必要になります。設計図を作成する作業は「情報成果物作成委託」に該当するため、これを元請業者(取適法でいうとこ

ろの「委託事業者」)が、さらに下請業者(取適法でいうところの「中小受託事業者」)に外注する場合は、まさしく取適法の対象になるということです。設計施工を一括で受注し、それを再委託する場合、「施工」に関する部分については建設業法の適用対象になり、「設計」に関する部分については取適法の適用対象となります。

また、建設資材や部品を製造委託する場合もあるでしょう。材木屋にプレカット材の製造を委託したり、特注の建具、鉄骨加工などを製造委託したりするような場合は、同じく取適法の対象となります。ただし、規格品の単なる「購入」は対象外となります。

上記の設計段階、建設資材の製造委託段階の外注は、下請法の適用対象でもあり、改正の影響があるわけではありません。もっとも、後記するとおり、取適法の適用対象が拡大するため、これまで適用対象でなかったとしても、今後対象となる可能性があるため、注意が必要です。

そして、取適法によって新たに適用対象となるのが、運送の委託についてです。下請法では運送の委託については適用対象外とされていましたが、取適法では規制対象となるため、知らず知らずのうちに法令違

反とならないよう、注意が必要となります。

## 2 運送委託と建設業

運送委託が建設業との関係で問題になるのは、現場に資材を搬入するケースです。もっとも、工事の一環と見られるケースもあるでしょうから、場合を分けて検討する必要があります。

### ① 建設資材の搬入

建設資材を購入し、現場に搬入する場合を考えます。

まず、メーカーや商社から資材を購入し、その購入したメーカーや商社に現場まで運んでもらうことは、その運搬は売買契約の範囲内の付帯サービスと考えることができ、取適法の対象外になります。

次に、購入したメーカーや商社ではなく、別途運送業者と契約を締結して現場まで運搬してもらった場合はどうでしょうか。この場合は、運送業者に対する個別の委託となるため、取適法の対象となります。ただし、メーカーや商社側が運送業務のみを外注している場合、それはメーカー・商社と運送業者との契約であり、建設業者の視点からは、運送について取適法の適用を考える必要はありません（メーカー・商社と運送業者の間では取適法が適用されます）。

なお、運送業者に対して、運送の役務を提供させることに加えて、「無償で」運送の役務以外の役務である荷積み、荷下ろし、倉庫内作業等をさせることは、不当な経済上の利益の提供要請に該当し、取適法違反となる可能性があるため、注意が必要です。

### ② 工事会社の持ち込み

工事の下請業者が、自社の職人と一緒に材料を運んでくる場合はどうでしょうか。この場合は、建設工事の再委託に付随する行為であり、建設業法の領域であることから、取適法の対象にはなりません。あくまで、運搬行為のみを運送業者に依頼した場合には、取適法の対象となる、と考えておくといよいでしょう。

## 3 取適法の適用対象となる規模要件

取適法が適用対象となるためには、取引の内容とともに、規模要件が必要となります。つまり、上記で説

明したような取引を行っていても、委託事業者と中小受託事業者の規模によっては、取適法の対象とならない場合がある、ということです。

① 物品の製造委託・修理委託・特定運送委託、情報成果物作成委託(プログラム作成)・役務提供委託(運送、物品の倉庫における保管及び情報処理に限る)

上記については、つぎの「いずれか」に該当する場合には、取適法の対象となります。あらたに従業員の数による規模要件が追加されたことがポイントです。プレカット材の製造委託や、資材の運送委託などの場合は、この要件に該当しているか否かが、取適法の適用を考える上での分水嶺となります。

|       |                    |   |         |                     |
|-------|--------------------|---|---------|---------------------|
| 委託事業者 | 資本金3億円超            | → | 中小受託事業者 | 資本金3億円以下            |
|       | 資本金1千万円超<br>3億円以下  | → |         | 資本金1千万円以下           |
|       | 常時使用する従業員<br>300人超 | → |         | 常時使用する従業員<br>300人以下 |

② 情報成果物作成委託・役務提供委託(プログラム作成、運送、物品の倉庫における保管及び情報処理を除く)

上記については、つぎの「いずれか」に該当する場合には、取適法の対象となります。設計委託などの場合は、この要件に該当しているか否かが、取適法の適用を考える上での分水嶺となります。

|       |                    |   |         |                     |
|-------|--------------------|---|---------|---------------------|
| 委託事業者 | 資本金5千万円超           | → | 中小受託事業者 | 資本金5千万円以下           |
|       | 資本金1千万円超<br>5千万円以下 | → |         | 資本金1千万円以下           |
|       | 常時使用する従業員<br>100人超 | → |         | 常時使用する従業員<br>100人以下 |

## 4 まとめ

上記のとおり、建設業との関係では、主に「現場の外」で必要な契約について、取適法の網にかかる可能性があります。

自社の発注ルートを見直して、取適法の対象となる取引箇所について改めて確認するとよいでしょう。